

枕崎市告示第25号の2

枕崎市英語検定料助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

枕崎市長 前田 祝成

枕崎市英語検定料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学生の英語力及び学習意欲の向上を図るため、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英語検定」という。）を受検した生徒の保護者に対し、市が予算の範囲内で枕崎市英語検定料助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、枕崎市補助金等交付規則（平成3年枕崎市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者の保護者とする。

- (1) 市内の中学校に在籍する生徒
- (2) 前号に掲げる生徒以外の者であって市長が適当と認めるもの

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、対象者が支払った英語検定における準会場実施の場合の検定料（以下「検定料」という。）の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 助成金の交付は、当該年度において生徒1人につき1回に限るものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする対象者は、枕崎市英語検定料助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 英語検定を受検したことが分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、英語検定を受検した日の属する年度内に行わなければならない。

（助成金の交付の決定及び確定の通知）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、及び交付すべき助成金の額を確定し、枕崎市英語検定料助成金交付決定及び交付確定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第6条 助成金の請求をしようとする対象者は、枕崎市英語検定料助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、当該対象者の指定する口座への振込みにより助成金を交付するものとする。

（決定の取消し及び助成金の返還）

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金に係る交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。